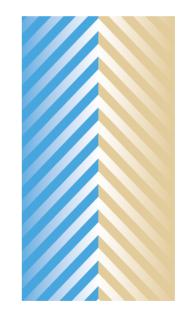


目で見る アスベスト建材



国土交通省



はじめに

建築物の解体工事等において、労働安 全衛生法(石綿障害予防規則)、大気汚 染防止法、廃棄物処理法を遵守し、アス ベストを適切に取り扱うためには、建築 物に使用されているアスベスト含有建材 を識別することが必要です。

本資料は、工事現場において、作業さ れる方がアスベストの有無を容易に識別 する手助けとなるよう、建築物の部位ご とに使用されているアスベスト含有建材 のうち代表的なものを写真によりとりま とめました。

本資料を工事現場で活用していただく ことにより、アスベストの飛散・ばく露 防止及び適正処分に役立てていただけれ ば幸いです。

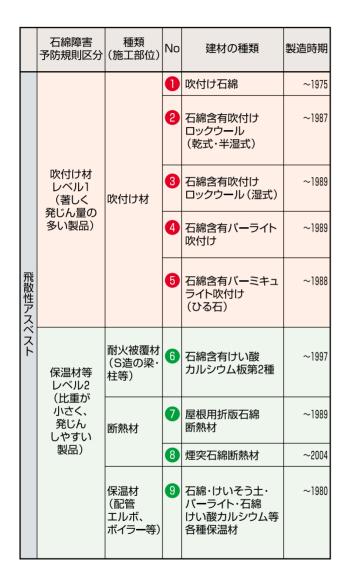
■目次

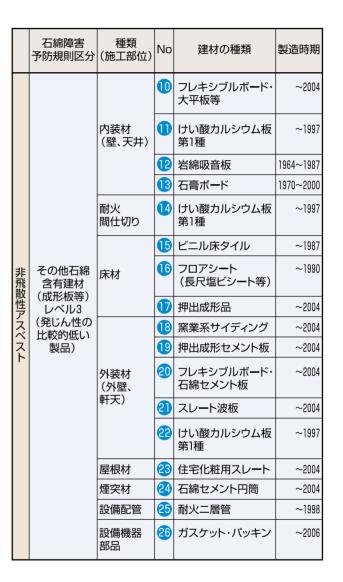
はじめに
目次2
アスベスト含有建材と製造時期4
アスベスト使用建材の使用部位例(RC・S造) 6
アスベスト使用建材の使用部位例(戸建て住宅) 8
吹付け材 レベル1
吹付け材
吹付け石綿10
石綿含有吹付けロックウール(乾式・半湿式)12
石綿含有吹付けロックウール(湿式)13
石綿含有パーライト吹付け14
石綿含有バーミキュライト吹付け(ひる石)15
保温材等 レベル2
耐火被覆材(S造の梁・柱等)
石綿含有けい酸カルシウム板第2種16
断熱材
屋根用折版石綿断熱材17
煙突石綿断熱材
【保 温 材(配 管 エ ル ボ 、ボ イ ラ ー 等)
石綿・けいそう土・パーライト・
石綿・けいそう土・パーライト・ 石綿けい酸カルシウム等 各種保温材
その他石綿含有建材(成形板等)レベル320
内装材(壁、天井)
フレキシブルボード・大平板等20
けい酸カルシウム板第1種
岩綿吸音板
石膏ボード

(耐火間仕切り)
けい酸カルシウム板第1種
床材
ビニル床タイル
フロアシート(長尺塩ビシート等)
押出成形品
外装材(外壁、軒天)
窯業系サイディング
押出成形セメント板
フレキシブルボード・石綿セメント板30
スレート波板32
けい酸カルシウム板第1種33
屋根材
住宅化粧用スレート ······34
煙突材
石綿セメント円筒35
設備配管
耐火二層管36
設備機器部品
ガスケット・パッキン37
石綿等を取り扱う業務フロー38
石綿障害予防規則に基づく実施事項の概要40
アスベスト廃棄物処理フロ ー 41

■アスベスト含有建材と製造時期 (2005年 BCS 調本)

(2005年 BCS 調査)

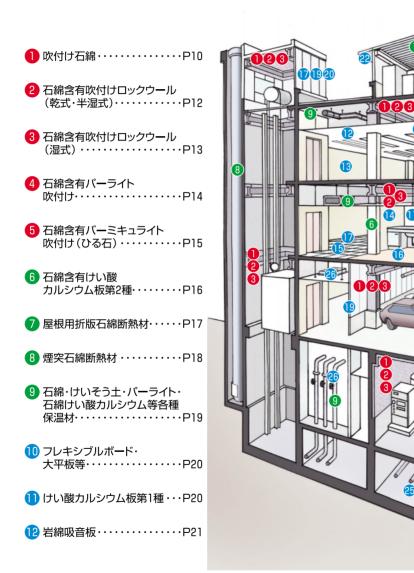




アスベスト含有製品の有無は、建材種別及び製造 時期並びに目視、設計図書等により調査し、判断 できない場合については、サンプリングをして分 析すること

■アスベスト使用建材の使用部位例

<RC・S造>

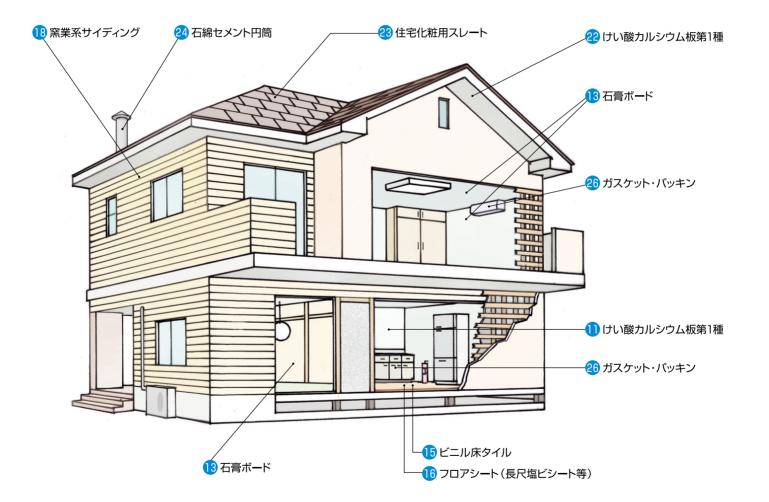


13 石膏ボード・・・・・・・・・・P22
🚺 けい酸カルシウム板第1種・・・P23
15 ビニル床タイル ・・・・・・・・・・・P24
16 フロアシート (長尺塩ビシート等)・・・・・・・P26
1 押出成形品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
18 窯業系サイディング ・・・・・・P28
19 押出成形セメント板 ・・・・・P29
20 フレキシブルボード・ 石綿セメント板・・・・・・・・P30
 スレート波板 ・・・・・P32
22 けい酸カルシウム板第1種・・・P33
23 住宅化粧用スレート・・・・・・P34
24 石綿セメント円筒・・・・・・・P35
25 耐火二層管·····P36
26 ガスケット・パッキン・・・・・P37

17(192)

■アスベスト使用建材の使用部位例

<戸建て住宅>





吹付け材 ゆかけ の付け 石綿



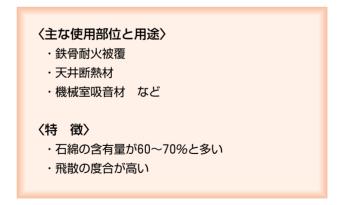
鉄骨耐火被覆



機械室吸音材



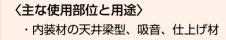
天井断熱材







天井



(特 徴) ・骨材混入の粗面吹付仕上げ



15



鉄骨耐火被覆





けい酸カルシウム板第2種

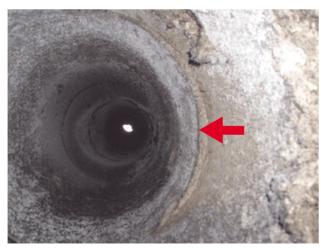


屋根裏近景

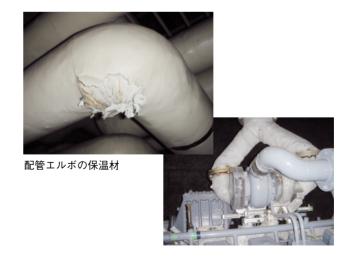








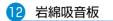
く体に打込まれている例



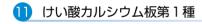
















リブ付き岩綿吸音板









耐火間仕切り

14 けい酸カルシウム板第1種



〈特 徴〉

- ・一見しては分かりにくい
- ・防火区画に該当するか否かは図面で確認が必要!

22



床材 15 ビニル床タイル







・タイルカーペットの下に張られていた例 ・現地を確認する必要がある





床材
 フロアシート(長尺塩ビシート等)



17 押出成形品

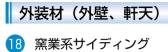
〈主な使用部位と用途〉















19 押出成形セメント板



く主な使用部位と用途〉 ・壁材に使用されている例が多い







20 フレキシブルボード・石綿セメント板



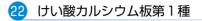


建物









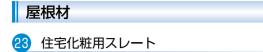




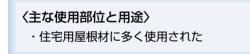












煙突材

24 石綿セメント円筒



〈主な使用部位と用途〉

- ・換気用円筒材に使用
- ・煙突材として利用されていた例もある



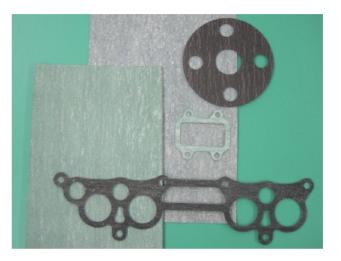






設備機器部品

26 ガスケット・パッキン



〈主な使用部位と用途〉

- ・設備配管のジョイント部に使用されている
- ・配管を外してみないと詳細は分からないことが多い

<hr>
 く主な使用部位と用途>

 ・危険物貯蔵室内の排水管など

〈特 徴〉

・石綿セメント円筒管の内側が塩化ビニール管の 二層となっている



角打グランドパッキン

■石綿等を取り扱う業務フロー (石綿障害予防規則を中心に)

事前準備	・関係法令・届出の確認	労働安全衛生法 大気汚染	验防止法 廃棄物処理法
		建設リサイクル法 建築基	§ 準 法
	・発注者への説明		
	・健康診断の実施		【石綿則第40条
事 前 調 査	・石綿の使用状況等の通知	発注者から請負人への通知	【石綿則第8条】
<u> </u>	・石綿等の使用の有無	目視・設計図書等による調査	【石綿則第3条
		分析調査	
	・調査結果の記録	レベル1:石綿含有吹付け材	【石綿則第3条】
		レベル2:石綿含有保温材・耐火液	波覆材 ・ 断熱材
		レベル3:その他の石綿含有建材	
作業計画			【石綿則第4条】
	・作業の方法及び順序		
	・石綿粉じんの飛散防止・抑制の方法		
	・労働者への石綿粉じんのばく露防止		
	・隔離、立ち入り禁止措置		
	・解体廃棄物の処理方法		
届 出	・建設工事計画届	耐火建築物又は準耐火建築物に吹	付けられた石綿等(レベル1)の
		除去作業	【労働安全衛生法第88条第4項】
	・作業の届出	保温材、耐火被覆板、断熱材(レ	ベル2)及び上記吹付け石綿の除
		去作業	【石綿則第5条】
	・特定粉じん排出等作業実施届	吹付け石綿、石綿を含有する断熱	材・保温材・耐火被覆材(レベル
		1.2)	【大気汚染防止法第18条】
作業前準備	・石綿作業主任者の選任		【石綿則第19条】
	・作業に従事する労働者に対する特別教育の実施		【石綿則第27条】
	・吹付けられた石綿等(レベル1)の除去作業場所	の隔離措置(看板の表示等)	【石綿則第6条】
	・石綿含有保温材・耐火被覆材、断熱材等(レベル	2)の除去作業場所への立入禁止措置	5 【石綿則第7条】
	・石綿等を取り扱う作業場所への関係者以外の立入	禁止措置	【石綿則第15条】
	・更衣設備・洗浄設備・真空掃除機の設置		【石綿則第31条】
	・負圧除じん装置の設置		【石綿則第12条】
		•	、気汚染防止法施行規則第16条の4
	・特定粉じん排出等作業の実施内容の掲示	[7	六気汚染防止法施行規則第16条の4】
//			·
作業中	・呼吸用保護具・作業衣の使用		【石綿則第14条】
			【石綿則第44~46条】
	・石綿粉じん飛散防止剤及び水を用いた湿潤化		【石綿則第13条】
			、気汚染防止法施行規則第16条の4】
	・廃棄物の集積・処理 廃棄物処理法に則り	搬出・処理	
事後処理	作業の司得	16日以内每 20年間仍有	「二頭田袋のこを」
甲度型坦	 ・作業の記録 	 1ヶ月以内毎 30年間保存 労働者の氏名 	【石綿則第35条】
		近事した作業の概要及び期間	
		石綿粉じんにより著しく汚染され	
		石綿則…石綿障害予防規	
		廃棄物処理法…廃棄物の)処理及び清掃に関する法律

廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律 建設リサイクル法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

■石綿障害予防規則に基づく実施事項の概要

作業レベル	ኮላኩ1		レベル2	レベル3	
建材の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材 耐火被覆材	その他の 石綿含有建材	
建物の推規	耐火建築物又は 準耐火建築物	その他	断熱材	(成形板等)	
事前調査・記録	0	0	0	0	
作業計画	0	0	0	0	
計画の届出 (安衛法88条4項による)	 (開始14日前迄)	_	_	_	
作業の届出	_	0	0	_	
特別教育	0	0	0	0	
*作業主任者の選任	0	0	0	0	
保護具等の使用	0	0	0	0	
湿潤化	0	0	0	0	
作業場所の隔離	0	0	_	_	
作業者以外立入禁止	_	_	0	-	
関係者以外立入禁止	0	0	0	0	
注文者の配慮	0	0	0	0	

*7	日綿作業主任者の職務	青字は石綿則の規定	
1.	作業員が石綿粉じんに汚染・ 方法の決定・指揮	吸引しないための作業	
2.	排気・換気・除じん装置等 1, の点検	月を超えない期間ごと	
3.	保護具の使用状況の監視		
4.	作業場所の隔離、立入禁止措施	置・表示の実施	
5.	除去した石綿建材の適切な集構	積・密閉・保管の実施	
6.	作業実施結果の記録		



■アスベスト廃棄物処理フロー

安定型又は管理型 管理型 最終処分場 最終処分場